

国家知識産権局による「専利及び商標の審査に関する『第14次五ヵ年』計画」の印刷・配布についての通知

公布日：2022-01-20

国家知識産権局機関の各部門、専利局各部門、商標局、国家知識産権局のその他直属機関、各社会団体へ

ここに、「専利及び商標の審査に関する『第14次五ヵ年』計画」を印刷・配布する。真剣に徹底して実行すること。

添付： 専利及び商標の審査に関する「第14次五ヵ年」計画.pdf

国家知識産権局

2021年12月31日

専利及び商標の審査に関する「第 14 次五ヵ年」計画

習近平総書記による、知的財産権の審査の質と審査の効率を高めるための重要指標に関する要求を徹底し、党中央委員会と国務院による知的財産業務に関する策定計画を実施し、「第 14 次五ヵ年計画」期間における専利・商標審査の目標、任務、措置、実施の青写真を明確にするために、「中華人民共和国国民経済・社会発展第 14 次五ヵ年計画及び 2035 年までの長期目標綱要」、「知的財産権強国建設綱要（2021～2035 年）」、「『第 14 次五ヵ年計画』期間における知的財産権保護・運用計画」に基づき、本計画を策定する。

一．「第 13 次五ヵ年計画」における専利・商標審査業務の成果

審査業務は、組織の基礎であり、業務の根幹をなすものである。「第 13 次五ヵ年計画」期間、専利及び商標の審査能力は絶えず強化され、専利審査チームの規模は「第 12 次五ヵ年計画」末の 1 万 1,000 人から 1 万 6,000 人に増加し、合計で特許出願 437 万 3,000 件、実用新案出願 884 万 7,000 件、意匠出願 327 万 5,000 件の審査を終了し、「第 12 次五ヵ年計画」期間と比較して、それぞれ 2.2 倍、2.4 倍、1.2 倍となった。商標審査チームの規模は「第 12 次五ヵ年計画」末の 912 人から 2,200 人以上に増加し、商標登録出願の審査件数は 3,244 万 3,100 件で、「第 12 次五ヵ年計画」の 3.76 倍に増加した。専利の質を高めるプロジェクト、特許の質と効率を高める特別行動及び「商標品質向上年」などの措置を実施することにより、専利・商標の出願の質、審査の質はともに高まり、2020 年の専利審査の質に対する利用者の満足度指数は 85.4 に達し、11 年連続で満足の範囲を維持している。特許出願の審査期間は 20 か月に、高価値専利出願の審査期間は 14 か月に短縮された。商標登録の平均審査期間は、「第 12 次五ヵ年計画」末の 9 か月から 4 か月に短縮された。

審査モデルの多様化という革新主体の需要を満たすため、「第 13 次五ヵ年計画」期間において、専利の集中審査、遅延審査、及び保護センター及び快速維権センターにおける事件の予備審査モデルを構築・整備した。また、「一審一簽（一審査一担当者署名一訳注）」、「独任審査（単独審査一訳注）」の並行制度を通じて商標審査制度の改革を模索ながら推進した。同時に、「インターネット+」などの業務モデルを絶えず推進し、審査サービスをより便利にし、専利の電子出願率は 98.8%に達し、PCT の国際段階における電子出願率は 99.5%に達した。商標登録出願のオンライン出願率は 98.1%に達し、マドリッド商標国際登録出願の電子出願率は 94%に達した。審査業務における国際協力は絶えず深化し、多国間、周辺、小国間、二国間の「四方連携・協調推進」という知的財産権の審査業務の国際協力の新たな枠組みが徐々に構築され、中国の有効な特許はカンボジアでの直接登録・発効が実現し、特許審査ハイウェイ（PPH）のパートナーは 30 機構にまで増加した。

二．「第 14 次五ヵ年計画」期間に直面する主な情勢と課題

習近平同志を核心とする党中央委員会は、専利・商標審査業務を高度に重視し、「知的財産権の保護業務は、国の統治体系と統治能力の現代化、質の高い発展、人民の幸福、国の対外開放の大局、国の安全保障に関わる」、「知的財産権保護の強化は、財産権保護制度の整備における最も重要な内容であり、中国の経済競争力を高める最も大きなインセンティブである」、「知的財産権の審査の質と効率を高める」など一連の重要な指示を述べた。特許と商標の審査業務は、すでに技術の進歩を推進し、良好なビジネス環境を

作り、市場の繁栄を促進する重要な保障となっているだけでなく、政府の職能の発揮、国の統治能力の上昇を示す重要なものでもある。

過去 5 年間、専利・商標審査業務において一連の重要な成果が得られ、中国は知的財産権導入大国から知的財産権創造大国へと変わりつつあり、知的財産権業務は量の追求から質の改善へと変わりつつあるが、依然として速やかな解決が望まれる問題が存在する。それは主に、専利・商標の出願件数が持続的に急増し、審査人員や予算がますます逼迫していることに表れている。新技術の発展により、専利審査に関する基準の迅速な改正に対する要求がさらに高まっており、市場主体からは商標審査審理に関する基準のさらなる整備が強く求められており、イノベーションの保護を目的としない非正常な専利出願行為や、使用を目的としない悪意による商標登録行為が依然として存在している。

「第 14 次五ヵ年計画」期間中の新たな国際情勢と国内の新たな変化は、専利・商標審査業務に新たな影響を及ぼし、審査業務がさらに大きな課題に直面することが予見される。

三. 総体要求

(一) 指導思想

習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想を指導とすることを堅持し、第 19 回党大会と第 19 期中央委員会各回の全体会議の精神を全面的に徹底し、中央政治局第 25 回集団学習における習近平総書記の重要講話の精神を深く学習・貫徹し、習近平総書記の「知的財産権審査の質と効率を高める」重要指標を真摯に実行し、「放管服（行政の簡素化・権限の移譲、権限移譲と管理の結合、サービスの最適化— 訳注）」改革の深化に関する国务院の具体的な計画を実行し、新たな発展段階に立脚し、新たな発展理念を貫徹し、新たな発展構造を構築し、質の高い発展を堅持し、国の統治体系と統治能力を現代化水準に高める精神を的確に把握し、審査体系が完備され、審査の質が卓越しており、審査の効率が高く、審査能力が際立ち、イノベーション主体が満足する、世界一流の専利・商標審査機関を体系的な構想の下で創設し、知的財産権業務の質の高い発展を推し進め、イノベーション型国家建設に重要な貢献を果たす。

(二) 基本原則

質の高い発展を堅持する。 専利・商標審査業務の量的追求から質的改善への転換を推し進め、発明創造の技術内容と商標ブランドの価値を高め、専利・商標審査資源の配置を最適化し、審査能力の構築を強化し、専利・商標審査の質を高める。

需要志向を堅持する。 経済産業発展の需要に焦点を当て、専利・商標審査の政策と国のマクロ政策との連携対応を強化し、審査制度の構築を強化し、中国の特色ある審査体系を構築し、イノベーション主体と市場主体に良質なサービスを提供する。

安定と改革の両立を堅持する。 専利・商標審査業務を秩序正しく実施し、審査の質と効率を着実に高める。審査政策の指導的役割を積極的に発揮し、進歩とともに安定を固め、専利・商標審査業務を経済社会の質の高い発展に絶えずに適応させるよう努力する。

(三) 発展目標

2025 年までに、専利・商標の審査業務は、新分野・新業態の発展需要により迅速かつ効果的に対応し、出願件数の合理的な増加に対する指導的な役割を効果的に発揮し、イノベーションに対する促進作用をさらに際立たせる必要がある。

——**出願件数を合理的に増やし、出願の質を持続的に好転させる。** 専利出願件数を国民経済の成長、及び科学技術研究開発への投資とより調和させ、商標出願件数を経済発

展水準、市場主体の成長率、商業活動の実際の需要とより適合させる。イノベーションの保護を目的としない非正常専利の出願、使用を目的としない悪意による商標登録出願の行為を効果的に抑止する。

——**審査の質を着実に高め、審査の効率を絶えず高める。** 専利・商標審査の品質保障と業務指導體系をさらに整備し、審査モデルはイノベーション主体の新たな要求をより満足させ、審査業務管理能力は多地点業務取扱の現実の需要により適応したものにする。専利・商標審査の効率を絶えず高め、プロセスをよりスムーズにし、資源の適合性をさらに高め、周期のさらなる短縮を図る。

——**審査サービスをさらに最適化し、基礎的な保障を絶えず強化する。** 審査サービスの円滑化水準を持続的に高め、各利害関係者の獲得感を絶えず強化し、イノベーションの成果がより人々に役立つようにする。審査チームと機関をさらに整備し、審査情報化システムをさらに効率的で便利なものにする。

——**審査業務の国際協力を絶えず深化させる。** 国際特許と商標審査規則の制定に参加する能力を絶えず高め、世界の特許・商標審査体系の構築においてより重要な役割を果たす。「一帯一路」沿線国・地域との専利審査で協力を共に構築し深め、世界の他の審査機関との専利調査報告及び審査結果の共有・利用を促進する。中国の専利・商標審査業務の発展成果を広め、中国のストーリーを伝える。

「第14次五ヵ年計画」専利・商標審査業務の主要な目標達成指標

指標名称	2020年の基礎値	2025年の予測値
特許審査周期 ¹	20 か月	15 か月
専利無効審判請求結審周期 ²	6 か月	6 か月
専利審査の質に対する利用者満足度指数 ³	85.4	85 以上
特許審査終了の正確率 ⁴	92.2%	95%
一般的な状況での商標登録周期 ⁵	8 か月	7 か月
商標譲渡の第一次審査周期 ⁶	2 か月	1 か月
商標変更と更新の第一次審査周期 ⁷	1 か月	15 日
商標異議申立案件の審査周期 ⁸	14 か月	10 か月
商標拒絶審査不服審判案件の審理周期 ⁹	6 か月	5.5 か月
商標無効審判請求の審理周期 ¹⁰	10 か月	10 か月
商標登録実体審査の合格率 ¹¹	95%	97%

知的財産権審査の質と審査の効率をさらに高め、専利・商標の関連事務の処理における社会公衆の獲得感を高めるため、審査の質と効率に対し、さらなる内部管理指標を制

¹ 特許出願の実体審査の発効日から初回の権利付与決定の日までに要する平均審査期間。

² 専利無効審判請求の立件日から結審日までに要する平均審理期間。

³ 無作為抽出アンケート調査を実施し、発明、実用新案、意匠、再審査、無効審判、受理、事務処理、PCT 国際予備審査、検索など 8 種類の審査業務に対する満足度状況を入力し、各業務の満足度数値の加重統計により、専利審査の質に対する利用者満足度指数を算出する。

⁴ 抽出検査を実施した特許審査完了案件のうち、正確に審査を完了していた案件の総数が、抽出検査を行った案件の総数に占める割合。

⁵ 一般的な状況に符合する商標登録出願について、商標登録出願日から商標登録公告日まで。一般的な状況とは、商標登録出願の手続きが整い、受理後に審査を経て法に基づき直接予備的査定公告又は拒絶がなされ、かつ拒絶審査不服審判、異議申立審査などの後続手続きのない場合をいう。

⁶ 譲渡申請書を提出した日から、第一次審査が完了し、当該審査判定書又は通知書が交付される日まで。

⁷ 変更又は更新申請書を提出した日から、第一次審査が完了し、当該審査判定書又は通知書が交付される日まで。

⁸ 異議申立書の提出日から実体審査発行完了日までに要する平均審査期間。

⁹ 拒絶審査不服審判の請求書を受領した日から案件発行完了日までに要する平均審理期間。

¹⁰ 無効審判の請求書を受領した日から案件発行完了日までに要する平均審理期間。

¹¹ 抽出検査で合格した商標案件の総数が、抽出検査を行った商標案件の総数に占める割合。

定し、主要な目標達成指標とともにモニタリングする予定である。

四. 主要任務

(一) 審査制度の持続的な整備

専利・商標の法令をさらに整備する。立法機関と協力して立法プロセスを積極的に推し進め、専利法実施細則の改正業務を完成する。商標法及びその実施条例のさらなる改正・調査研究・考察業務を推進し、適時に上級立法機関に立法建議を提出する。改正後の専利法及びその実施細則、商標法の実施効果を継続的に注視し、実施過程で発生した問題を適時にフォローし、適時に分析する。

専利審査に関する基準の常態的な修正を引き続き実行する。専利審査指南の常態的な修正の業務メカニズムを絶えず整備し、ビッグデータ、人工知能、遺伝子技術などの新分野・新業態の発展需要に注目し、専利審査に関する基準を適時に整備する。専利法及びその実施細則の改正に積極的に協力し、適時に専利審査指南の改正業務を行う。「専利出願指南」を作成する。分野別の専利審査に関する基準を試験的に制定する。指導事例集の作成を検討し、審査事例の指導メカニズムの構築を模索する。実用新案審査制度改革を模索・推進する。

商標審査審理に関する基準の動的改正メカニズムを整備する。「商標審査審理指南」を制定し、手続き規則を増やし、より多くの代表的、指導的な事例を組み入れ、審査審理手続きにおける証拠認定基準を精緻化し、「商標審査審理指南」の適用と指導的役割を強化する。商業活動の実践における新たな情勢、商標出願行為の新たな傾向、及び審査審理の新たな需要に基づき、「商標審査審理指南」を常態的に改訂する。業務の構想を広げ、外部の資源を合理的に利用し、少数民族の言語及び文字に関する商標審査の協力メカニズムを絶えず整備する。市場発展の需要に十分に対応し、商品サービスの分類研究を強化し、受け入れ可能な商品とサービス項目の名称を更新する。

(二) 審査の質の着実な向上

専利審査の品質保障体系を持続的に整備する。専利審査の品質管理メカニズムを最適化し、各級の品質保障の職責を明確にし、各級の品質管理主体の責任を明確化する。審査能力の構築を強化し、各業務職位の審査人員の能力強化を促進する。「二重の監督と評価」のメカニズムを整備し、専利審査の品質評価体系を整備し、全フローの各業務類型の専利審査の品質評価を強化する。文献資源の保障を強化し、文献資源配置の動態最適化メカニズムを整備し、文献分類などの基礎的保障業務を持続的に行う。社会意見のフィードバックのためのルートを広げ、統一的で効率的な社会意見の収集と処理のプラットフォームを整備する。社会意見の分類・等級区分の検査・処理の業務モデルを整備し、社会意見の処理・調整・伝達のメカニズムを構築する。専利審査の質に対する利用者満足度調査メカニズムを整備し、満足度調査業務をさらに整備する。司法部門との連携を強化し、情報共有を促進し、訴訟関連案件の具体的な状況と統計データについて綿密な分析を行う。

専利審査業務指導体系の役割を十分に発揮する。業務指導の重点方向を把握し、審査段階における指導力を強化する。業務指導の成果を適時に発表し、広報を強化し、業務指導の実効性を高める。自発的な指導、大量一括指導などの柔軟で多様な業務指導方式を模索する。分野別業務指導の実施を模索し、業務指導の指向性を強化する。新分野・新業態に向け、分野横断的、部門横断的な協力専門家グループの設立を模索し、関連する審査基準の整備と実行の一致を推進する。

商標審査審理の品質管理メカニズムを最適化する。 商標審査に関する品質管理のトップレベル設計を強化し、管理目標を明確にし、品質保障体系を構築する。業務モデルを整備し、適時に問題を発見して効果的に問題を解決する能力を高める。内部審査の品質検査メカニズムを最適化し、管理監督の効果を高める。商標審査の品質問題のフィードバックルートを広げ、通報を受けた情報の処理を迅速化し、商標審査の品質を促進するため、外部品質監督の役割を発揮させる。異議申立・審議における審査審理の品質管理評価制度を整備し、品質評価の結果の運用を強化し、評価結果を審査人員の業績と連動させる。行政の商標審判部門とのデータ交換システムを構築・整備し、行政再審及び訴訟・敗訴案件の統計分析を強化し、商標の権利付与・権利確定に係る行政案件と司法裁定基準の相互調整を促進する。

商標審査審理の協力メカニズムを強化する。 商標登録の審査と異議申立、審議、取消などの各手続きの間の協調と連携を強化し、案件の審査審理を中止する科学的・効率的なメカニズムの構築を模索する。情報化手段を十分に利用し、審査審理の各段階における情報を相互に連動させる。商標局と商標審査協作センターとの連携を強化し、情報化プラットフォームを利用し、連携の相乗効果を高めることを模索する。審査審理の各段階での各部門連携による、誤りを訂正するためのメカニズムの構築を検討する。

(三) 審査効率の継続的な向上

案件供給源の統一管理と分配を強化する。 専利出願案件供給源分配メカニズムを整備し、業務管理ニーズに対する対応と支援を強化し、超長期間案件常態化の整理を実施し、情報化手段を十分に利用し、局級専利案件供給源管理の効果をさらに向上させる。商標審査審理業務ノルマを統一的に分配し、業務計画を合理的に制定し、商標案件分配メカニズムを最適化する。

より多様化した専利審査モデルを推進、実行する。 専利優先審査、集中審査、遅延審査、巡回審査などの審査モデルを整備し、イノベーション主体の多様化ニーズを満たし、専利予備審査に関する業務体系の構築を強化し、関連審査政策と業務メカニズムを速やかに整備する。専利復審と無効審理案件及び訴訟などの遠隔審理業務を引き続き実施する。

商標の快速審査審理メカニズムを構築する。 商標登録出願の快速審査メカニズムを構築する。集団、証明商標審査の特別ルートを開通する。商標登録事後業務の快速審査メカニズムの適用範囲を拡大する。商標評議審査審理の快速ルートを確立する。商標巡回評議審査、オンライン遠隔口頭評議審査とオンラインでの商標行政訴訟参加を引き続き実施し、北京以外での商標巡回評議審査法廷の設立を増加する。

商標事後手続審査期間を引き続き短縮する。 市場主体からの報告が集中している異議、評議審査、取り下げの三つの過程に注目し、重点的に関連審査審理段階における効率を上げる。審査審理システムのアップデートと改造を利用して、業務手続を改善し、商標審査審理プロセス設定を最適化し、業務効率を向上させる。評議審査案件報告制度を引き続き最適化し、報告する階級を減らし、平均審理期間を短縮する。

審査スマート化レベルの向上に力を入れる。 専利審査管理モデルの変化に係る需要に対応するために、案件の分配、データ分析、品質管理などにおいて、スマート化支援の管理システムを提供する。専利審査検索システムを引き続き整備し、AI 関連の新技术を総合的に運用し、検索情報を正確に表示させ、検索命中率を向上させる。専利審査プロセスを引き続き最適化し、完善システムの各機能を整備し、法律の改定及び審査操作に適応し、審査システムスマート化アップデート事業の建設を完了させ、投入使用する。

よりスマート化した商標登録と管理情報化システムを構築し、商標審査審理プロセス全体のスマート化レベルを向上し、新技術を活用して商標各段階における審査審理情報共有プラットフォームを構築する。

(四) 出願の質的向上の共同推進

専利及び商標出願数の理性的な増加を大々的に誘導する。各地方の知的財産権管理部門に評価指標体系の整備を指導し、出願数を指標とする評価を行うことを禁止する。各地方に専利資金援助政策の調整を指導し、全面的に専利出願と権利付与段階における資金援助を取り消す。専利及び商標分野の信用監督管理を強化し、イノベーション保護を目的としない専利出願行為及び使用を目的としない悪意ある商標登録行為を知的財産権信用監督管理に盛り込むことを推進する。専利及び商標代理機関への監督管理を強化し、業界の自主規制措置を整備し、代理機関の違法行為への取り締まりを拡大する。

専利出願の品質を強化する出願者管理業務メカニズムを構築する。法規の基礎を固め、積極的に「専利出願行為の規範化に関する若干規定」のさらなる改定を推進する。全国の専利出願に係る品質の動的監視を引き続き実施し、人口 1 万人当たりの高価値専利の保有数統計及び国家高品質発展総合業績評価業務との連携を強化する。イノベーション保護を目的としない非正常専利出願の一斉捜査処理力を拡大し、非正常専利出願専門処理メカニズムを確立、整備する。

悪意ある商標登録出願行為を効果的に抑止する。悪意ある商標登録出願の審査に関する基準を絶えず整備し、悪意ある商標登録出願行為への監視を強化し、悪意ある商標登録出願行為への取り締まり精度を向上し、重大で悪影響のある商標登録出願を厳しく審査する。各段階における商標業務情報収集分析のスマート化レベルを向上し、審査審理システムの自動一斉捜査能力を強化する。悪意ある商標登録出願の表現形式の変化に基づいて、指導性の高い事例の集約を模索し、事例指導の役割を果たし、審査人員の正確な鑑別能力を向上させる。審査、異議、評議審査、譲渡などのプロセスにおける悪意ある商標登録行為の取締に関する統計メカニズムの細分化された統計内容を構築し、四半期ごとに「悪意ある商標登録行為の取締に関する統計報告」を作成する。

(五) 審査組織・機関の作動機能の向上

よりスムーズで効率的な審査運用メカニズムを構築する。専利局の同分野審査業務に対する牽引と指導の役割を強化し、国家戦略的新興産業と重大経済利益に関わる専利出願審査において核心的な役割を果たす。専利審査協作センターは、地方の優位性と重点支援産業に向けて、特色ある審査サービスを実施する。商標審査発行メカニズムを改革し、商標審査権限区分を最適化し、商標局と商標審査協作センターの関係を調整し、権限がはっきりし、分担が明確な商標審査業務メカニズムを構築する。

関連審査審理チームの専門性の構築を促進する。専利行政裁決・審理チームの一層の専門化を図り、行政の「分流弁」としての役割を果たし、専利紛争を多面的に取り除く。専利と商標の行政再審チームの専門性を強化し、行政再審の効率で便利な制度の強みを活かし、専利と商標審査手続きにおける紛争解決のメインルートとする。

(六) 専利出願と商標登録の利便性向上改革の推進

審査業務の「放管服（行政簡素化と権限委譲、権限委譲と管理の結合、サービスの最適化）」を引き続き推進する。オンライン情報化サービスのレベルを向上し、引き続き「ワンストップ式」オンラインサービスの内容を整備していく。専利の情報分析を引き

続き展開し、一般社会に向けて専利・商標のデータサービスを提供する。商標の審査審理の手続きの各段階をさらに簡素化し、オンライン処理できる業務範囲を拡張し、オンライン出願システムを最適化する。専利と商標審査業務のコンサルティングサービスに対し精密な管理を行い、保障に力を入れ、サービスの相談電話の通話率と満足度を着実に向上させていく。

地方の知的財産権の業務受理窓口の転換・高度化を推進する。地方の実情と照らし合わせて、窓口の統合調整を基本として、専利と商標の「ワンストップ式」サービスホールを作り、専利と商標のサービスの融合を徐々に進めていく。窓口サービスの強みを十分に活かし、専利代弁処と商標業務受理窓口の機能を拡大し、窓口サービスの能力と影響力を向上させていく。

(七) 審査審理業務の国際協力の全面的な展開

審査分野の国際協力に引き続き深く関わる。WIPO、中米欧日韓などの多国間枠組における協力、及び欧州専利局や欧州連合知的財産権局、米国、日本、韓国などの国と地域の特許庁との二国間審査業務の深い交流と協力を推進する。審査業務の国内外の連携を強化し、審査業務の国際協力と競争を的確に推進する。複数階級の審査業務規則の協議に深く関わり、中国の知識に貢献し、推动国際審査規則の発展と整備を推進する。「一带一路」を共同建設する沿線国家との審査業務交流協力を強化し、審査成果の共有・利用を推進する。「意匠の国際登録に関するハーグ協定」加入関連業務を推進する。

審査分野の対外交流の幅と奥行を広げる。中国の専利審査業務発展に関する成果の宣伝を強化し、中国の専利検索と審査結果の国際的な受入度を向上させる。専利審査ハイウェイ（PPH）国際協力を引き続き深化させ、専利審査品質管理の国際交流を一段と強化する。専利情報分野の国際協力を強化し、国際的なデータ交換と共有を強化する。積極的に海外専利及び商標出願の宣伝と研修を実施し、中国企業の海外専利及び商標ポートフォリオを指導する。

国際専利審査業務発展動向に対する追跡を強化する。世界主要専利審査機関の審査政策と業務動向の追跡研究を実施し、世界一流審査機関をベンチマーキングし、有益な経験を科学的に活用し、審査の品質・効率向上を後押しする。

五、保障措置

(一) クリーンなリスクマネジメントの強化

審査作業においてリスクマネジメントを意識し、政治的な立脚点を強化し、思想の防衛線を強固にする。社会主義の中心的な価値観を実践し、思想・道徳の専門的な教育活動を広め、審査作業員チームの責任感、使命感を強め、正確な人生観、価値観、権力に対する意識、政治上の業績に対する考え方を打ち立てる。専利と商標の審査作業における禁じられた行為に関する規定を厳格に守り、規律意識と法律意識を常に強め、幹部・職務員が潔白に業務を遂行するよう促す。監督・規制メカニズムを徹底し、情報化手段を効果的に用い、審査の過程において調査・制御・追跡が可能であるようにし、問題の発見、訂正を速やかに行い、厳格に規律を守る。

(二) 人材チームの保障強化

専利と商標審査チームづくりを強化し、審査と業務管理能力を全面的に向上させていく。審査担当者の能力向上計画に基づき、募集・採用メカニズム、審査担当者の職場における OJT システムを整備し、審査の理念と審査のよい流れの継承を強化し、審査担当

者の政治的素質、法律的素質、技術的素質を全面的に向上させていく。審査担当者の昇進の余地を最適化し、商標の等級審査員制度を確立し、職務・レベルに応じた人材奨励政策の役割を生かして、審査担当者の作業に対する達成感と充実感を高め、審査チームの安定に導く。能力、業績、貢献を指針とした専利審査協作センターの人材評価システムを構築し、業績に応じた給与としていく。

(三) 経費保障の強化

資金の調整を強化することで、計画的な実施作業に対する経費の保障を強化し、資金の使用効果を高める。

(四) 情報化保障の強化

様々な方式とすべての過程をカバーするスマート審査システムを構築し、ビッグデータ、クラウドコンピューティング、AI 等の技術に基づき、審査のスマート化・利便化のレベルを上げ、審査の質と審査効率の向上を支えていく。各方面にとって便利なスマート業務処理プラットフォームを構築し、オンライン業務プラットフォームの使いやすさを向上させていく。

(五) 審査のよい意識づくりの強化

「(政治意識、大局意識、核心意識、一致意識の) 四つの意識」を確実に打ち立て、「(中国の特色ある社会主義の道への自信、理論的自信、制度的自信、文化的自信の) 四つの自信」を強く持ち、「(習氏の党中央の核心、全党の核心としての地位を断固として擁護し、党中央の権威と集中的、統一的指導を断固として擁護する) 二つの擁護」を行って、積極的に取り込む価値志向を形成し、滅私奉公の道徳的な雰囲気を広めていく。また職業倫理感を強めていく。各種メディアのプラットフォームを利用して、様々な形式で審査が健全であることの宣伝を行い、良好な審査の意識環境を形成していく。

別紙：専利及び商標の審査に関する「第 14 次五ヵ年計画」の主要任務の分業

別紙

専利及び商標の審査に関する「第14次五ヵ年計画」の主要任務の分業

番号	主な任務	着実な措置	責任部門	
1	専利・商標の法令をさらに整備する	立法機関と協力して立法プロセスを積極的に推し進め、専利法実施細則の改正業務を完成する。	条法司が主導し、審査業務管理部、商標局が職務分担に応じて責任を負う	
2		商標法及びその実施条例のさらなる改正・調査研究・考察業務を推進し、適時に上級立法機関に立法建議を提出する。		
3		改正後の専利法及びその実施細則、商標法の実施効果を継続的に注視し、実施過程で発生した問題を適時にフォローし、適時に分析する。		
4	専利審査に関する基準の常態的な修正を引き続き実行する	専利審査指南の常態的な修正の業務メカニズムを絶えず整備し、ビッグデータ、人工知能、遺伝子技術などの新分野・新業態の発展需要に注目し、専利審査に関する基準を適時に整備する。	条法司、審査業務管理部が職務分担に応じて責任を負う	
5		専利法及びその実施細則の改正に積極的に協力し、適時に専利審査指南の改正業務を行う。		
6		「専利出願指南」を作成する。		
7		分野別の専利審査に関する基準を試験的に制定する。	審査業務管理部が責任を負う	
8		指導事例集の作成を検討し、審査事例の指導メカニズムの構築を模索する。		
9		実用新案審査制度の改革を模索・推進する。	条法司が主導し、審査業務管理部、実用新案審査部が職務分担に応じて責任を負う	
10		商標審査審理に関する基準の動的改正メカニズムを整備する	「商標審査審理指南」を制定し、手続き規則を増やし、より多くの代表的、指導的な事例を組み入れ、審査審理手続きにおける証拠認定基準を精緻化し、「商標審査審理指南」の適用と指導的役割を強化する。	条法司、商標局が職務分担に応じて責任を負う
11			商業活動の実践における新たな情勢、商標出願行為の新たな傾向、及び審査審理の新たな需要に基づき、「商標審査審理指南」を常態的に改訂する。	
12			業務の構想を広げ、外部の資源を合理的に利用し、少数民族の言語及び文字に関する商標審査の協力メカニズムを絶えず整備する。	商標局が責任を負う
13	市場発展の需要に十分に対応し、商品サービスの分類研究を強化し、受け入れ可能な商品とサービス項目の名称を更新する。			
14	専利審査の品質保障体系を持続的に整備する	専利審査の品質管理メカニズムを最適化し、各級の品質保障の職責を明確にし、各級の品質管理主体の責任を明確化する。	審査業務管理部が主導し、各審査部門及び専利審査協働センターが職務分担に応じて責任を負う	
15		審査能力の構築を強化し、各業務職位の審査人員の能力強化を促進する。		
16		「二重の監督と評価」のメカニズムを整備し、専利審査の品質評価体系を整備し、全フローの各業務類型の専		審査業務管理部が責任を負う

番号	主な任務	着実な措置	責任部門
		利審査の品質評価を強化する。	負う
17		文献資源の保障を強化し、文献資源配置の動態最適化メカニズムを整備し、文献分類などの基礎的保障業務を持続的に行う。	文献部が責任を負う
18		社会意見のフィードバックルートを広げ、統一的で効率的な社会意見の収集と処理のプラットフォームを整備する。	審査業務管理部が責任を負う
19		社会意見の分類・等級区分の検査・処理の業務モデルを整備し、社会意見の処理・調整・伝達のメカニズムを構築する。	
20		専利審査の質に対する利用者満足度調査メカニズムを整備し、満足度調査業務をさらに整備する。	
21		司法部門との連携を強化し、情報共有を促進し、訴訟関連案件の具体的な状況と統計データについて綿密な分析を行う。	
22	専利審査業務指導体系の役割を十分に発揮する	業務指導の重点方向を把握し、審査段階における指導力を強化する。	審査業務管理部が主導し、各審査部門及び専利審査協働センターが職務分担に応じて責任を負う
23		業務指導の成果を適時に発表し、広報を強化し、業務指導の実効性を高める。	
24		自発的な指導、大量一括指導などの柔軟で多様な業務指導方式を模索する。	
25		分野別業務指導の実施を模索し、業務指導の指向性を強化する。	
26		新分野・新業態に向け、分野横断的、部門横断的な協力専門家グループの設立を模索し、関連する審査基準の整備と実行の一致を推進する。	
27	商標審査審理の品質管理メカニズムを最適化する	商標審査品質管理のトップレベル設計を強化し、管理目標を明確にし、品質保障体系を構築する。	商標局が責任を負う
28		業務モデルを整備し、適時に問題を発見して効果的に問題を解決する能力を高める。	
29		内部審査の品質検査メカニズムを最適化し、管理監督の効果を高める。	
30		商標審査の品質問題のフィードバックルートを広げ、通報を受けた情報の処理を迅速化し、商標審査の品質を促進するため、外部品質監督の役割を発揮させる。	
31		異議申立・審議における審査審理の品質管理評価制度を整備し、品質評価結果の運用を強化し、評価結果を審査人員の業績と連動させる。	
32		行政の商標審判部門とのデータ交換システムを構築・整備し、行政再審及び訴訟・敗訴案件の統計分析を強化し、商標の権利付与・権利確定に係る行政案件と司法裁定基準の相互調整を促進する。	
33	商標審査審理の協力メカニズムを強化する	商標登録の審査と異議申立、審議、取消などの各手続きの間の協調と連携を強化し、案件の審査審理を中止する科学的・効率的なメカニズムの構築を模索する。	商標局が責任を負う
34		情報化手段を十分に利用し、審査審理の各段階における情報を相互に連動させる。	
35		商標局と商標審査協働センターとの連携を強化し、情報化プラットフォームを利用し、連携の相乗効果を高めることを模索する。	
36		審査審理の各段階での各部門連携による誤りを訂正するためのメカニズムの構築を検討する。	
37	案件供給源の統一管理と分配を強化する	専利出願案件供給源分配メカニズムを整備し、業務管理ニーズに対する対応と支援を強化し、超長期間案件常態化の整理を実施し、情報化手段を十分に利用し、局級専利案件供給源管理の効果をさらに向上させる。	審査業務管理部が責任を負う

番号	主な任務	着実な措置	責任部門
38		商標審査審理業務ノルマを統一的に分配し、業務計画を合理的に制定し、商標案件分配メカニズムを最適化する。	商標局が責任を負う
39	より多様化した専利審査モデルを推進、実行する	専利優先審査、集中審査、遅延審査、巡回審査などの審査モデルを整備し、イノベーション主体の多様化ニーズを満たし、専利予備審査業務体系の構築を強化し、関連審査政策と業務メカニズムを速やかに整備する。	条法司、保護司、審査業務管理部が職務分担に応じて責任を負う
40		専利復審と無効審理案件及び訴訟などの遠隔審理業務を引き続き実施する。	復審と無効審理部が責任を負う
41	商標の快速審査審理メカニズムを構築する	商標登録出願の快速審査メカニズムを構築する。集団、証明商標審査の特別ルートを開通する。	商標局が責任を負う
42		商標登録事後業務の快速審査メカニズムの適用範囲を拡大する。	
43		商標評議審査審理の快速ルートを確立する。	
44		商標巡回評議審査、オンライン遠隔口頭評議審査とオンラインでの商標行政訴訟参加を引き続き実施し、北京以外での商標巡回評議審査法廷の設立を増加する。	
45	商標事後手続審査期間を引き続き短縮する	市場主体からの報告が集中している異議、評議審査、取り下げの三つの過程に注目し、重点的に関連審査審理段階における効率を上げる。	商標局が責任を負う
46		審査審理システムのアップデートと改造を利用して、業務手続を改善し、商標審査審理プロセス設定を最適化し業務効率を向上させる。	
47		評議審査案件報告制度を引き続き最適化し、報告する階級を減らし、平均審理期間を短縮する。	
48	審査スマート化レベルの向上に力を入れる	専利審査管理モデルの変化に係る需要に対応するために、案件の分配、データ分析、品質管理などにおいて、スマート化支援の管理システムを提供。	審査業務管理部、自動化部が職務分担に応じて責任を負う
49		専利審査検索システムを引き続き整備し、AI関連の新技术を総合的に運用し、検索情報を正確に表示させ、検索命中度を向上させる。	
50		専利審査プロセスを引き続き最適化し、完善システムの各機能を整備し、法律の改定及び審査操作に適応し、審査システムスマート化アップデート事業の建設を完了させ、投入使用する。	
51		よりスマート化した商標登録と管理情報化システムを構築し、商標審査審理プロセス全体のスマート化レベルを向上し、新技术を活用して商標各段階における審査審理情報共有プラットフォームを構築する。	
52	専利及び商標出願数の理性的な増加を大々的に誘導する	各地方の知的財産権管理部門に評価指標体系の整備を指導し、出願数を指標とする評価を行うことを禁止する。	戦略計画司、保護司、運用促進司、公共サービス司が職務分担に応じて責任を負う
53		各地方に専利資金援助政策の調整を指導し、全面的に専利出願と権利付与段階における資金援助を取り消す。	運用促進司が責任を負う
54		専利及び商標分野の信用監督管理を強化し、イノベーション保護を目的としない専利出願行為及び使用を目的としない悪意ある商標登録行為を知的財産権信用監督管理に盛り込むことを推進する。	保護司が責任を負う
55		専利及び商標代理機関への監督管理を強化し、業界の自主規制措置を整備し、代理機関の違法行為への取り締	運用促進司が主導し、代

番号	主な任務	着実な措置	責任部門
		まりを拡大する。	理士協会が職務分担に応じて責任を負う
56	専利出願の品質を強化する出願者管理業務メカニズムを構築する	法規の基礎を固め、積極的に「専利出願行為の規範化に関する若干規定」のさらなる改定を推進する。	条法司が責任を負う
57		全国の専利出願に係る品質の動的監視を引き続き実施し、人口1万人当たりの高価値専利保有数統計及び国家高品質発展総合業績評価業務との連携を強化する。	戦略計画司、審査業務管理部が職務分担に応じて責任を負う
58		イノベーション保護を目的としない非正常専利出願の一斉捜査処理力を拡大し、非正常専利出願専門処理メカニズムを確立、整備する。	審査業務管理部が責任を負う
59	悪意ある商標登録出願行為を効果的に抑止する	悪意ある商標登録出願の審査に関する基準を絶えず整備し、悪意ある商標登録出願行為への監視を強化し、悪意ある商標登録出願行為への取り締まり精度を向上し、重大で悪影響のある商標登録出願を厳しく審査する。	条法司、商標局が職務分担に応じて責任を負う
60		各段階における商標業務情報収集分析のスマート化レベルを向上し、審査審理システムの自動一斉捜査能力を強化する。	商標局が責任を負う
61		悪意ある商標登録出願の表現形式の変化に基づいて、指導性の高い事例の集約を模索し、事例指導の役割を果たし、審査人員の正確な鑑別能力を向上させる。	
62		審査、異議、評議審査、譲渡などのプロセスにおける悪意ある商標登録行為の取締に関する統計メカニズムの細分化された統計内容を構築し、四半期ごとに「悪意ある商標登録行為の取締に関する統計報告」を作成する。	
63	よりスムーズで効率的な審査運用メカニズムを構築する	専利局の同分野審査業務に対する牽引と指導の役割を強化し、国家戦略的新興産業と重大経済利益に関わる専利出願審査において核心的な役割を果たす。	審査業務管理部が主導し、各審査部門及び専利審査協作センターが職務分担に応じて責任を負う
64		専利審査協作センターは、地方の優位性と重点支援産業に向けて、特色ある審査サービスを実施する。	各専利審査協作センターが責任を負う
65		商標審査発行メカニズムを改革し、商標審査権限区分を最適化し、商標局と商標審査協作センターの関係を調整し、権限がはっきりし、分担が明確な商標審査業務メカニズムを構築する。	商標局が主導し、各商標審査協作センターが職務分担に応じて責任を負う
66	関連審査審理チームの専門性の構築を促進する	専利行政裁決審理チームの専門性の構築を強化し、行政「分流弁」の役割を果たし、専利紛争を多面的に取り除く。	復審と無効審理部が責任を負う
67		専利及び商標行政不服審査審理チームの専門性の構築を強化し、行政不服審査の効率的で人民のため制度の優位性を発揮し、主要チャンネルとして専利及び商標審査の手続的な紛争を取り除く。	審査業務管理部、商標局が職務分担に応じて責任を負う
68	審査業務の「放管服（行政の簡素化・権	ネットワーク情報化サービスレベルを向上し、「ワンストップ」オンラインサービス内容を引き続き普及、整備する。	公共サービス司、自動化部、商標局が職務分担に

番号	主な任務	着実な措置	責任部門
69	限の移譲、権限移譲と管理の結合、サービスの最適化)改革を引き続き推進する	専利情報分析を引き続き実施し、社会・一般大衆に専利、商標データサービスを提供する。	応じて責任を負う
70		商標審査審理の各段階手続をさらに簡略化し、オンライン手続業務範囲を拡大し、オンライン申請システムを最適化する。	商標局が責任を負う
71		加専利及び商標審査業務の相談カスタマーサービスの精密管理を強化し、保障力を拡大し、業務相談電話接続率と業務満足度を着実に向上させる。	審査業務管理部、自動化部、検索コンサルティングセンター、商標局が職務分担に応じて責任を負う
72	地方知的財産権業務受理窓口の構造転換と高度化を推進する	地方が現状を踏まえて。窓口を統合した上で、専利及び商標「ワンストップ」サービスロビーを建設し、専利商標業務の融合を着実に推進するのを奨励する。	運用促進司、公共サービス司、商標局が職務分担に応じて責任を負う
73		窓口サービスの優位性を十分に発揮し、専利代弁処と商標業務受理窓口の機能を拡大し、窓口サービス能力と影響力を常に向上させる。	運用促進司、公共サービス司、予備審査プロセス部、商標局が職務分担に応じて責任を負う
74	審査分野の国際協力に引き続き深く関わる	WIPO、中米欧日韓などの多国間枠組における協力、及び欧州専利局や欧州連合知的財産権局、米国、日本、韓国などの国と地域の特許庁との二国間審査業務の深い交流と協力を推進する。	国際合作司が主導し、関連部門が職務分担に応じて責任を負う
75		審査業務の国内外の連携を強化し、審査業務の国際協力と競争を的確に推進する。	
76		複数階級の審査業務規則の協議に深く関わり、中国の知識に貢献し、推动国際審査規則の発展と整備を推進する。	
77		「一帯一路」を共同建設する沿線国家との審査業務交流協力を強化し、審査成果の共有・利用を推進する。	
78		「意匠の国際登録に関するハーグ協定」加入関連業務を推進する。	
79	審査分野の対外交流の幅と奥行を広げる	中国の専利審査業務発展に関する成果の宣伝を強化し、中国の専利検索と審査結果の国際的な受入度を向上させる。	国際合作司が主導し、審査業務管理部が職務分担に応じて責任を負う
80		専利審査ハイウェイ（PPH）国際協力を引き続き深化させ、専利審査品質管理の国際交流を一段と強化する。	
81		専利情報分野の国際協力を強化し、国際的なデータ交換と共有を強化する。	国際合作司が主導し、公共サービス司、文献部、自動化部が参加する
82		積極的に海外専利及び商標出願の宣伝と研修を実施し、中国企業の海外専利及び商標ポートフォリオを指導する。	審査業務管理部、商標局が職務分担に応じて責任を負う
83	国際専利審査業務発展動向に対する追跡	世界主要専利審査機関の審査政策と業務動向の追跡研究を実施し、世界一流審査機関をベンチマーキングし、有益な経験を科学的に活用し、審査の品質・効率向上を後押しする。	国際合作司、審査業務管理部が職務分担に応じて

番号	主な任務	着実な措置	責任部門
	を強化する		責任を負う

出所：2022年1月20日付け中国国家知識産権局ウェブサイト

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/1/20/art_541_172859.html?xxgkhide=1

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。